包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定に基づく公表

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（令和２年条約第 16 号）第 10・１条により同協定第 10 章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第 23 号）第 19 条第１項及び 2012 年３月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

令和３年１月 15 日

国立大学法人北海道大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　01

○国立大学法人北海道大学政府調達規程

平成16年４月１日

海大達第121号

（趣旨）

第１条　この規程は，1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定，2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（次条第２号において「改正協定」という。）その他国際約束を実施するため，国立大学法人北海道大学（第３条第１項本文及び第14条第４号において「本学」という。）の締結する契約のうち，国際約束の適用を受けるものに関し，国立大学法人北海道大学会計規則（平成16年海大達第117号）第29条の規定及び国立大学法人北海道大学契約規程（平成16年海大達第120号）第21条の規定に基づき，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1)　物品等　動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第10号の２に規定するプログラムをいう。

(2)　特定役務　改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表５に掲げるサービス及び同附属書Ⅰ日本国の付表６に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）に係る役務をい

う。

(3)　調達契約　物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み，民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては，民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。

(4)　一連の調達契約　特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

（適用範囲）

第３条　この規程は，本学の締結する調達契約であって，当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては，借入期間又は提供を受ける期間の定めがある場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額，その期間の定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし，その他の場合は，１月当たりの予定賃借料又は１月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上の額であるもの（以下「特定調達契約」という。）について適用する。ただし，有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については，この限りでない。

(1)　物品等の調達契約　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下この項において「国の特例政令」という。）第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

(2)　特定役務のうち建設工事の調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

(3)　特定役務のうち建築のためのサービス，エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

(4)　特定役務のうち前２号以外の調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

２　前項の予定価格は，予定価格を単価により定めた場合にあっては，単価による予定価格に調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし，一連の調達契約が締結される場合にあっては，当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

（参加のための条件）

第４条　調達の要件を満たすために不可欠な場合には，調達に参加しようとする者が当該調達と関連する契約実績を有することを条件とすることができる。ただし，当該契約実績を日本国の領域内において有することを条件としてはならない。

（競争参加者の資格の審査等）

第５条　特定調達契約の締結が見込まれるときは，競争に参加しようとする者に必要な資格の審査を，随時に，しなければならない。

２　前項の審査は，競争に参加しようとする者がいつでも申請を行うことができる。この場合において，合理的に短い期間内に，当該申請を行った者に対し，審査の結果を通知しなければならない。

３　一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において，特定調達契約の締結が見込まれるときは，当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに，当該資格の基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について，官報により公示をしなければならない。ただし，文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）に係る競争参加者の資格をもって競争を行う場合は，当該競争参加者の資格に関する公示をもって代えることができる。

４　前項の規定による公示においては，次の事項を明らかにしなければならない。

(1)　調達をする物品等又は特定役務の種類

(2)　競争に参加する者に必要な資格の有効期間及び当該期間の更新手続

（一般競争の公告）

第６条　特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは，その入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約に関し，　その最初の契約に係る入札の公告において，その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定め

ることを示す場合には，当該その後の契約については，その定めた期日まで）に官報により公告しなければならない。ただし，急を要する場合においては，その期間を10日までに短縮することができる。

２　入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合において，さらに入札に付そうとするときであっても，前項による公告の期間を短縮することができない。

（一般競争について公告をする事項）

第７条　前条の規定による公告は次に掲げる事項についてするものとする。

(1)　競争入札に付する事項

(2)　競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(3)　契約条項を示す場所

(4)　競争執行の場所及び日時

(5)　入札保証金に関する事項

(6)　一連の調達契約にあっては，当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称，数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付

(7)　競争参加資格申請の時期及び場所

(8)　第12条に規定する入札説明書の交付に関する事項

(9)　落札者の決定の方法

２　前項の公告において，当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

３　第１項の規定による公告において，契約者の氏名及びその所属する法人の名称並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか，次の各号に掲げる事項を，英語により記載するものとする。

(1)　調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量

(2)　入札期日又は競争参加資格申請の時期

(3)　契約者の氏名及びその所属する法人の名称

（指名競争の公示等）

第８条　特定調達契約につき指名競争に付そうとするときは，第６条第１項の規定の例により，公示をしなければならない。

２　前項の規定による公示は，前条の規定により一般競争について公告するものとされている事項のほか，指名競争において指名されるために必要な要件についても，するものとする。

３　前項により指名される競争参加者に対しては，前条第１項第１号及び第３号から第５号までに掲げる事項を第１項の規定による公示の日において当該競争参加者に通知するものとする。

４　前項の場合においては，前項により通知しなければならない事項のほか，次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1)　一連の調達契約にあっては，前条第１項第６号に掲げる事項

(2)　契約の手続において使用する言語

（公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い）

第９条　特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において公告をし，又は指名競争に付そうとする場合において，前条第１項の規定による公示をした後，当該公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から競争に参加する者に必要な資格に関する審査の申請（第３項及び第４項において「一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請」という。）があったときは，速やかに，その者が当該資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。

２　特定調達契約に係る指名競争の場合においては，前項の規定による審査の結果，当該資格を有すると認められた者のうちから，指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに，その指名する者に対し，前条第３項に規定する事項及び第４項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

３　特定調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が第１項の規定による審査の終了前に提出された場合においては，その者が開札の時において，一般競争の場合にあっては第７条第１項第２号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを，指名競争の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として，当該入札書を受理するものとする。

４　特定調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請があった場合において，開札の日時までに第１項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは，あらかじめ，その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

（郵便等による入札）

第10条　特定調達契約につき郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。

（技術仕様等）

第11条　環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合，グレートブリテン及び北アイルランド連合王国若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には，次に掲げる事項について確保しなければならない。

(1)　契約の対象とする物品等又は特定役務の特性を定めるために適当なものであること。

(2)　客観的に検証を行うことができるものであって，かつ，無差別な基準に基づくものであること。

２　技術仕様及びその他の調達の実施に関する条件においては，環境上の条件を定めることができる。ただし，当該環境上の条件が，国際約束に定める規則と両立するものであって，かつ，調達計画の公示において示されている場合に限る。

（入札説明書の交付）

第12条　特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとするときは，これらの競争に参加しようとする者に対し，その者の申出により，次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。

(1)　第７条第１項又は第８条第２項の規定により公告又は公示をするものとされている事項（ただし，第７条第１項第８号に掲げる事項を除く。）

(2)　調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細

(3)　開札に立ち会う者に関する事項

(4)　契約者の氏名並びにその所属する法人の名称及び所在地

(5)　契約の手続において使用する言語

(6)　契約の手続において電子的手段を用いる場合には，当該電子的手段に関する事項

(7)　その他必要な事項

（落札）

第13条　受領した入札書に記載された価格が，他の入札書に記載された価格よりも著しく低い価格である場合には，当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうか

について，当該入札書を提出した者に確認することができる。

（随意契約によることができる場合）

第14条　特定調達契約については，次に掲げる場合に該当するときに限り，随意契約によることができる。

(1)　競争に付しても入札者がない場合若しくは再度の入札をしても落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合において，その予定価格の制限内で契約することができるとき。ただし，当初の入札の要件が契約の締結に当たって実質的に修正されないことを条件とする。

(2)　他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において，当該調達の相手方が特定されているとき。

(3)　既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）又は既に契約を締結した特定役務（以下この号において「既契約特定役務」という。）につき，既調達物品等の交換部品その他既調達物品等に連接して使用する物品等の調達をする場合又は既契約特定役務に連接して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって，既調達物品等又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

(4)　本学の委託に基づく研究開発の結果製造された試作品等の調達をする場合

(5)　既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し，かつ，随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には，当該追加工事の契約金額（当該追加工事が２以上ある場合には，それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が，既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって，既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

(6)　計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に連接して当該施設の整備のために施工される同種の建

設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合，又はこの号に掲げる場合に該当し，かつ，随意契約の方法により契約が締結された同種工事に連接して新たな同種工事の調達をする場合であって，既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし，既契約工事の調達契約が第４条から前条までの規定により締結されたものであり，かつ，既契約工事の入札に係る第７条の公告又は第８条の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。

(7)　緊急の必要により競争に付することができない場合

(8)　事業協同組合，事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買い入れる場合。

（落札者の決定に関する通知等）

第15条　特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において，落札者を決定したときは，その日の翌日から起算して７日以内に，落札者を決定したこと，落札者の氏名及び住所並びに落札金額を，落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。この場合において，落札者とされなかった入札者から請求があるときは，当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては，無効とされた理由）を，当該請求を行った入札者に通知するものとする。

２　特定調達契約につき一般競争又は指名競争により落札者を決定したとき，又は随意契約の相手方を決定したときは，その日の翌日から起算して72日以内に，次に掲げる事項を官報により公示しなければならない。

(1)　落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

(2)　契約者の氏名並びにその所属する法人の名称及び所在地

(3)　落札者又は随意契約の相手方を決定した日

(4)　落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

(5)　落札金額又は随意契約に係る契約金額

(6)　契約の相手方を決定した手続

(7)　一般競争又は指名競争によることとした場合には，第７条の規定による公告又は第８条の規定による公示を行った日

(8)　随意契約による場合にはその理由

(9)　その他必要な事項

（一般競争又は指名競争に関する記録）

第16条　特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において，落札者を決定したときは，次に掲げる事項について，記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には，その電磁的記録を含む。）を作成し，落札の日から少なくとも３年間保管するものとする。

(1)　入札者及び開札に立ち会った者の氏名

(2)　入札者の申込みに係る価格

(3)　落札者の氏名，落札金額及び落札者の決定の理由

(4)　無効とされた入札がある場合には，当該入札の内容及び無効とされた理由

(5)　第９条第４項の規定により通知した場合には，その通知に関する事項

(6)　その他必要な事項

（随意契約に関する記録）

第17条　特定調達契約につき随意契約によった場合には，当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について，記録を作成し，落札の日から少なくとも３年間，保管するものとする。

（苦情の処理）

第18条　特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる職員を指定するものとする。

（雑則）

第19条　この規程に定めるもののほか，この規程の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

１　この規程は，平成16年４月１日から施行する。

２　この規程は，この規程の施行日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については，適用しない。

附　則（平成19年４月１日海大達第99号）

この規程は，平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成26年２月18日海大達第32号）

１　この規程は，平成26年４月16日から施行する。

２　この規程は，この規程の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘

引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については，適用しない。

附　則（平成31年１月22日海大達第８号）

１　この規程は，平成31年２月１日から施行する。

２　この規程は，この規程の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については，適用しない。

附　則（令和２年12月18日海大達第158号）

１　この規程は，令和３年１月１日から施行する。

２　この規程は，この規程の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については，適用しない。